

昨年度に引き続き

平成24年度 容器包装プラスチックの品質検査「A」評価を獲得

市は、容器包装リサイクル法に基づき、「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」のリサイクル処理を日本容器包装リサイクル協会に委託しています。同協会へ「容器包装プラスチック」と「ペットボトル」を引き渡す条件として、年1回の品質検査を受けます。市民の皆さんのご協力により、平成23年度に引き続き、24年度も「容器包装プラスチック」は、最も高い評価「A」を受けました。ただし、今年度は「容器包装プラスチック以外のものの混入」「汚れの付着」という指摘も受けました。この状況のままでは、来年度は最低の評価の「D」を受けることも考えられ、引き渡しが出来なくなります。

今後も継続して評価「A」が得られるよう、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。



こんなものの混入が・・・

- ・ 生ごみ
- ・ わりばし
- ・ ティッシュペーパー
- ・ ペットボトル
- ・ 空き缶
- ・ びんやガラス

●有害ごみ・危険物は絶対に混ぜないで！

「容器包装プラスチック」「ペットボトル」に、乾電池やガラス片、刃物、注射針などの有害ごみ・危険物が少しでも混入してしまうと、最も低い品質評価になります。有害ごみ・危険物は絶対に混ぜないでください。

容器包装プラスチック

- プラマークが目印の「容器包装プラスチック」に「その他のプラスチック」が混入すると、品質検査に影響がでますので、分別にご協力ください。
- 食品の一部が付着した「容器包装プラスチック」は、きれいなほかの物も汚すため、評価を大きく下げる要因になります！必ず汚れをふき取るか、すすいで出してください。
- 「その他のプラスチック」も独自のルートにより再資源化を行っています。必ず汚れをふき取るか、すすいで出してください。



形は違いますが、すべて「容器包装プラスチック」です。きれいにしてから出すようにお願いします♪

ペットボトル

- ペットボトルとして出せるもの（指定品）
乳飲料・清涼飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品（めんつゆ等）・みりん・風調味料・食酢・調味料・ドレッシングタイプ調味料
***いずれも食用油を含む製品は除きます。**
- 上記指定品以外のものは、「その他のプラスチック」です。
- 必ずキャップとラベルをはずし、すすいでください。キャップは「その他のプラスチック」、ラベルは「容器包装プラスチック」として出してください。



★ペットボトルの分別方法★

